

6. クーポン券の注意事項・その他

*この案内は令和4年4月25日時点です。一部未確定事項を含みます。
*取扱店には、別途「実施要項」を送付します。

<p>取扱上の注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が実施期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面の物品販売およびサービス等の提供を行ってください。 ・クーポン券裏の取扱店欄にすでに他店の押印がある券、偽造や不正に利用された疑いのある券は、取り扱いをしないでください。 ・取扱店がクーポン券を自らの仕入れ等に利用することは禁止します。 ・消費者が利用したように見せかけた自己清算等の不正換金は禁止します。そのような事実が発覚した場合はクーポン券の換金を停止し、店舗名を公表します。また、今後同様の事業への参加を禁じます。 ・取扱店と消費者とのトラブルに関して、発行者および運営事務局は一切関与しません。当事者間で対処してください。 ・官公署からの資料提供依頼にも応じています。換金枚数に相応した売り上げがあるとみなされますので、正しい経理処理をお願いいたします。
<p>周知方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23日以降、長野日報や市民新聞等へ広告掲載します。 ・取扱店舗一覧を作成し、全店舗へ配布します。 ・ホームページを作成し、クーポン券および取扱店舗一覧にQRコードを掲載します。 <p>申込み締切日(5/23)以降も取扱店の申込みは可能ですが、「取扱店舗一覧」には掲載できません。ホームページに順次掲載します。</p> <p>飲食店については、締切日までの申込み店舗数でクーポン券の配布枚数を決定するため、配布はありません(利用店としての登録のみ)。</p>
<p>商工会議所非会員の事業所様へ</p>	<p>▶ 諏訪商工会議所へご入会ください</p> <p>諏訪商工会議所では、経営や各種助成金等のご相談、また市内事業所支援のクーポン券やプレミアム付飲食券発行事業など、事業者の皆様を支援しております。</p> <p>運営は会員事業所の皆様のご協力で成り立っています。</p> <p>未加入の事業者様はこの機会にぜひご入会いただき、諏訪市や地域の経済活性化へ向けて貴店のお力をお貸しください。</p>

お申込み方法

いずれかの方法でお申込みください

締切

5/23

- 1 別添の「取扱店舗 申込書」へ記入し、FAX またはメール添付で提出
FAX : 0266-57-1010 Mail : suwa@smart.jcci.or.jp
- 2 諏訪商工会議所 HP から直接入力
- 3 スマートフォンからQRコードを読み込み直接入力
※②③はいずれも Google フォームを使用しています



【店舗登録に関するお問合せ】

諏訪商工会議所(運営事務局) TEL 0266-52-2155 (平日 9:00~17:00)

【クーポン発行に関するお問合せ】

諏訪市経済部商工課 TEL 0266-52-4141

諏訪市発行

**「SUWA おひきたてクーポン券」
取扱店募集のご案内**



一般消費者向けに営業している事業者が対象です!

申込締切

5/23 月
午後5時

諏訪市は、新型コロナウイルス感染症からの地域経済復興を促す経済対策および事業所支援の実施に伴い、クーポン券を発行します。

今回の事業では、取扱店は「**A**クーポン券を配布し、利用もできる店舗」と「**B**クーポン券を利用できる店舗」の2区分があります。

つきましては、下記のとおり取扱店舗を募集いたします。

1. 事業概要

*この案内は令和4年4月25日時点です。一部未確定事項を含みます。
*取扱店には、別途「実施要項」を送付します。

発行 / 運営	発行者：諏訪市 事業運営：諏訪商工会議所(運営事務局) 事業協力：諏訪市飲食店組合連合会、諏訪湖温泉旅館協同組合、諏訪地区タクシー事業協同組合
発行総額	3,600万円 (クーポン200円券 × 18万枚)
発行概要	<p>【A配布】 飲食店の代金1,000円(税込)ごとに、クーポン券を1枚進呈。</p> <p>【B利用】 配布店(飲食店)への次回来店時に割引券として利用可能、または配布店を含むすべての取扱店で割引券として利用可能。</p> <p>※中小規模の店舗を支援するという目的から、大規模小売店舗立地法に基づき長野県へ大型店として届け出している店舗(店舗面積1,000㎡超)は、本事業の対象外です。</p>
実施期間	配布・利用とも 令和4年6月23日(木)~令和4年9月30日(金) ※いかなる場合であっても実施期間の延長はありません ※この実施期間を過ぎたクーポン券は無効とします
換金受付	令和4年6月24日(金)~令和4年10月21日(金)最終受付 ※この換金期間を過ぎたクーポン券は換金に応じられません
A 【配布および利用店】 の該当店舗	<p>下記①と②両方に該当していること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 諏訪市内に店舗のある飲食店(テイクアウト・仕出しを含む) 2 長野県「新型コロナ対策推進宣言の店」または「信州の安心なお店」の登録店 <p>※各店舗への配布枚数は、申込みの店舗数・座席数・従業員数等をもとに調整します。 ※配布店は、クーポン券の配布および利用を含みます。 ※宿泊施設で提供される飲食、イートインスペースのある小売店などは配布対象外です。 ※詳細は中面「配布店に該当しない店舗」を確認してください。</p>
B 【利用店】 の該当店舗	<p>下記①または②どちらかに該当していること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クーポン券の配布店(上記の飲食店) 2 諏訪市内に店舗・支店・営業所等があり、一般消費者向けに営業や販売を行っている事業者 <p>例)小売店、理美容店、旅行代理店、宿泊施設、建設等の専門業者、タクシー・代行等</p>

中面は「**A**配布および利用店」「**B**利用店」共通の注意事項やクーポン券の取り扱い方法を記載しています。内容をよくご確認いただき、P4のお申込み方法にてお申込みください。

**① 配布店に
該当しない
店舗**

- ①小売店内にイトインスペースのみあり、加工・調理済み商品を小売りしている。
- ②宿泊施設内で提供される会食や宴会および同施設内の飲食施設。
- ③飲食業として「許可番号」を有していない店舗。
※上記①～③の店舗は「B利用店」として申込み可能です
- ④諏訪市内に店舗がない飲食店、移動販売のみ、実店舗がない。

2. 登録について (A B 全店舗共通)

**「A 配布店」
「B 利用店」
共通事項**

- ①**本事業の申込みにあたり、参加負担金はありません。**
ただし、店内における事務処理に係る経費は各店舗で負担してください。
- ②諏訪市商工業の発展に資する事業所であり、本事業の趣旨に賛同し、要項を遵守できる事業所であること。
- ③現在または将来にわたり暴力団等反社会的勢力に該当しない事業所であること。
- ④**中小規模の店舗を支援するという目的から、大規模小売店舗立地法の対象となる事業所は対象外です**(ただし、諏訪市長が可と認める店舗を除く)。
- ⑤クーポン券はバーコード管理(機械処理)できません。
- ⑥諏訪商工会議所の会員・非会員を問わず、取扱店としてお申込みいただけます(この機会にぜひご入会ください)。

**運営事務局
からの
送付物**

A 配布&利用店 (飲食店)

6月中旬を目途に、クーポン券・ポスター・実施要項を送付します。
なお、各店舗へのクーポン券の配布枚数は、申込書に記載の座席数および従業員数により調整し、実施要項でお知らせします。店舗間の在庫調整は行いません。

B 利用店

6月中旬を目途に、ポスター・実施要項を送付します。

A B 全店舗共通

ポスターは店内のわかりやすい場所に掲示してください。



3. クーポン券の配布について (A 配布店 = 飲食店)

**「A 配布店」
お客様への
クーポン券
進呈**

・クーポン券が届き次第、クーポン券のオモテ面「配布店印」欄に、貴店名のスタンプをすべて押印してください。



- ・飲食代金の合計 1,000 円(税込)につき、200 円クーポン券を 1 枚進呈してください。
- ・クーポン券を利用した会計でも、代金合計 1,000 円につき 1 枚進呈してください。
- ・1 回の会計で配布上限枚数を設定することは可能です(例えば 1 回の会計で 10 枚まで等)。その場合は、ポスターへ記載する、予約時に伝えるなど予めお客様にご理解いただき、トラブルにならないよう注意してください。

4. クーポン券の利用について (A B 全店舗共通)

**【全店共通】
お客様の
クーポン券
利用**

- ・1 回の会計総額から額面金額を割引いて清算してください。
- ・クーポン券は、配布店(飲食店)も含めたすべての取扱店で利用可能です。
- ・1 回の会計で何枚でも利用可能です。
- ・クーポン券の額面に満たない場合、つり銭は支払わないでください。
- ・クーポン券の割引後の支払いは、現金・クレジットカード・電子決済等を問いません。

**利用できない
商品等**

原則として取扱店のすべての商品・サービス等を対象とします。
ただし、次のものは対象外です。

- ①換金性の高い商品(商品券・ビール券・酒券・図書券・プリペイドカード・切手・印紙等)
- ②株券・保険・宝くじ等の金融商品、たばこ
- ③性風俗特殊営業
- ④家賃、地代、公共料金等の支払い
- ⑤一般消費者へ配布せずに換金すること
- ⑥取扱店が特に指定するもの(ポスターにわかりやすく提示してください)
- ⑦発行者および運営事務局が不適切と判断したもの

5. クーポン券の換金について (A B 全店舗共通)

**【全店共通】
換金手続き**

・利用後のクーポン券ウラ面「利用店印」欄に、貴店名のスタンプをすべて押印してください。



- ・一度利用したクーポン券の再配布および再利用はできません。
- ・運営事務局である諏訪商工会議所へ持参し、換金請求してください。
- ・持参したクーポン券の枚数 × 額面の金額を、事前登録した金融機関へ振込みます。
- ・送金手数料等はかかりません。なお、現金での支払いはありません。
- ・振込日は、第 2・第 4 金曜日の月 2 回です(金融機関休業日の場合は翌営業日)。
- ・換金の最終受付は令和 4 年 10 月 21 日(金)です。



クーポン券利用の流れ



クーポン券の画像・配布・利用・換金方法などの詳細については、
6月中旬にポスター等とあわせて送付する「実施要項」にてご説明します。
※現在、クーポン券等は制作中のため、どのような券か提示できません。ご了承ください。